

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第32号

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年秋田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中第15号を第19号とし、第12号から第14号までを4号ずつ繰り下げ、同表第11号中「秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号。以下「勤務時間規則」という。）」を「勤務時間規則」に改め、同号を同表第15号とし、同表中第10号を第12号とし、同号の次に次のように加える。

13	家族看護等	会計年度任用職員がその配偶者、父母、子（配偶者の子および条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）、孫もしくは配偶者の父母（以下この号において「家族」と総称する。）の看護（負傷し、又は疾病にかかった家族の世話をを行うことをいう。）をする場合、家族が予防接種、健康診	1の年度において6日（家族が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間
----	-------	---	--

		<p>査もしくは健康診断を受ける際に介助をする場合その他市長が別に定める子の世話又は子の教育もしくは保育に係る行事への参加をする場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	
14	短期の介護	<p>会計年度任用職員が条例第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護をする場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>

第14条第1項の表中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次のように加える。

8	育児時間	<p>生後1年に達しない子（条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を育てる会計年度任用職員が、その子を保育する場合（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号。以下「勤務時間規則」という。）第8条の6第1項第5号に規定する特別養子縁組の成立前の監</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間</p>
---	------	--	-------------------------

	護者等を含む。)が保育することができない場合に限る。)	
--	-----------------------------	--

第14条第1項の表中第5号を第6号とし、同表第4号中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、「第9号および第10号ならびに次項の表第5号および第6号」を「第11号から第14号まで」に改め、同号を同表第5号とし、同表中第3号

を第4号とし、

2	裁判員等 出頭	会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。
---	------------	---

を

2	裁判員等 出頭	会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。
3	骨髄移植 等	会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子（条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）および兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入

に改め、同表に次のよう

	院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。
--	------------------------------

に加える。

20	療養（公務外の傷病）	会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1の年度における勤務日の日数が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（次項の表第1号から第3号までに掲げる場合を除く。）	1の年度において第6項に定める期間
----	------------	---	-------------------

第14条第2項の表中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号および第6号を削り、同表第7号中「（公務上）」の次に「又は通勤上」を加え、「又は」を「もしくはは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷もしくはは」に改め、同号を同表第3号とし、同表第8号を削り、同条第3項中「第1項の表第4号、第9号および第10号ならびに前項の表第5号および第6号」を「第1項の表第5号および第11号から第14号まで」に改め、同条第6項中「第2項の表第8号」を「第1項の表第20号」に改める。

第18条第1項中「第14条第1項の表第5号および第6号」を「第14条第1項の表第6号および第7号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。